

辻 由希 東海大学政治経済学部教授

シティズンシップ教育の現在

シティズンシップ教育、公民教育、主権者教育

シティズンシップ教育の包摂する射程は広く、また類似概念との関係も必ずしも明確ではない。シティズン(Citizen)とは「市民」のことだが、類似概念として「公民」や「主権者」という用語もある。それぞの後ろに「教育」をつければ、「市民(性)教育」、「公民教育」「主権者教育」となる。

このうち公民教育は、日本では戦前(大正期から昭和初期)の文部省による公民科の設置にさかのぼることができ、長い歴史をもつ。それに対して主権者教育は、2015年の18歳選挙権の実現を契機に高校での取り組みが広がった。また2022年度からは、高等学校公民科の新しい必修科目として「公共」がスタートした。学習指導要領では、新科目「公共」の目的を、社会の諸課題について考え、判断するための知識や理論を習得するとともに、「それらを活用して自立した主体として、他者と共に活動しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む」としている。

そのなかで、あえてシティズンシップ教育(市民性教育)という概念を用いる場合は、歴史的、政治的に国家とのつながりが強い公民教育に対する何らかの違和感・距離感が表れているように思われる¹。一方、主権者教育については、シティズンシップ教育の一部を構成し、そのなかでとくに政治的リテラシーの育成を目指すものという整理が一般的なようである。

つまりシティズンシップ教育とは、主権者教育を包摂するが、政治だけでなく地域や経済、司法等への参加も含む概念であると同時に、公民教育との関係では、社会の運営や意思決定への主体的な参加を重視する点では重複するが、市民の権利や個性、価値の多様性の尊重などについては異なる指向を含むようなもの、とイメージすれば良いだろうか。同時に、いずれの「教育」においても対話や体験、課題解決型学習などの方法を通じた、主体的で深い学びが重視されるところは共通している。

つじ ゆき

2011年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了(博士(法学))。専門分野はジェンダー政治論、福祉国家論。著書に『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』(2012年、ミネルヴァ書房)、論文に「自民党の女性たちのサブカルチャー—月刊女性誌『りぶる』を手がかりに—」(田村哲樹編『日常生活と政治—国家中心的政治像の再検討』岩波書店、2019年、6章)、「女性政策 巧みなアジェンダ設定」(アジア・パシフィック・イニシアティブ著『検証安倍政権 保守とリアリズムの政治』文春新書、2022年、8章)。

さまざまな論点

今回の特集号では、シティズンシップ教育の現場と理論の両方に詳しい新進気鋭の研究者に執筆を依頼した。高等学校などでの教育経験をもつ方も多い。

以下では、シティズンシップ教育をめぐるさまざまな論点を、本号の各論文と紐づけながら簡単に紹介する。各論文ではそれぞれの視点からより丁寧で深い考察がなされているので、詳しくはそれらを参照されたい。

第一に、シティズンシップ教育によって社会形成への参加を促すという姿勢が、国家の新自由主義的な政策と親和性があるのではないかという点である。一般に、福祉国家が提供してきた福祉・社会サービスの責任を市民社会に委譲しようとする際に、その担い手として、ボランティア、非営利セクターの育成が必要となる。このような潮流の中で政府がシティズンシップ教育を推進する場合、個人の権利の主張や政府への異議申し立てを抑制するかもしれない。これは自由や権利を強調する自由主義的な市民性と、義務や参加を強調する共和主義的な市民性という、シティズンシップの定義の問題とも関連する（橋本 2013）。

第二に、学校の授業のなかで、論争的な課題をいかにして扱うかという問題がある。とくに日本では、政治的中立性の定義が曖昧であることや、自民党議員らが教育現場を監視したり圧力をかけたりするような動きもあり、現場の教員を委縮させている²。一方、本号の岩崎論文が指摘するように、学校現場で論争的課題を扱う授業が増えないのは、政治的中立性だけが理由ではない。カリキュラムや学校の体制、教員の育成等も含んだ対策が必要である。

第三に、シティズンシップ教育の担い手や対象範囲についてである。シティズンシップ教育の担い手は学校、教員だけではない。原田論文にあるように、デンマークでは放課後・休日に子ども達が参加するアソシエーション活動が、シティズンシップ教育の一端を担っている。また前田論文も指摘するように、シティズンシップ教育の対象に

は大人も含まれるべきだろう。

第四に、学校と社会との関係の中でシティズンシップ教育を捉える必要がある。古田論文が述べるように、生徒たちは、学校にいる時間以外は家庭や地域という社会のなかで生活している。家庭や地域社会には、さまざまな不平等、偏った情報や価値観、暴力が存在し、子どもたちはそれらを日常的に吸収している。古田論文や前田論文が示唆するように、学校や教育者はその現実をまず直視したうえで、何をどう教えるべきかを考えなければならない。

一方で、学校とは、外の社会以上に非民主主義的な空間でもありうる。齊藤論文が指摘するように、シティズンシップ教育が社会参加を重視するのであれば、学校運営や校則等のルールの制定に生徒が参加することも奨励されるべきである。生徒同士や生徒と教員が熟議を行う経験を通じて、民主主義を体験していくべきである。

最後に、シティズンシップ概念や「公民」「公共」概念が、公私二元論を前提にしていないかを問う必要がある。つまり、個人の権利や個の尊重、対話と決定への参加は、家庭や性愛など、従来「私的領域」とされてきた関係のなかでも実現されるべきである。そのような観点から、性教育もシティズンシップ教育の射程に含まれるべきである（前田論文）。■

《注》

- 『子供・若者白書』の平成22年版から平成27年版には、「子供・若者の社会形成・社会参加支援」という節において「社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進」が掲げられている。ただ平成28年版以降は、施策内容はほぼ同じだが「シティズンシップ教育」という言葉が消えている。
- 自民党は2016年の参議院選挙期間中に、党のホームページ上で、教育現場での「政治的中立を逸脱するような不適切な事例」の報告を求めるアンケートを実施した。

《参考文献》

- 橋本将志（2013）「日本におけるシティズンシップ教育のゆくえ」、『早稲田政治公法研究』第101号、63-76頁。